

平成 22 年 12 月 3 日
社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院
九州電力株式会社 川内原子力発電所

「電離放射線による汚染傷病者の受入れに関する契約書」の締結について

済生会川内病院(鹿児島県薩摩川内市 院長:青崎真一郎)と、九州電力株式会社川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市 所長:藤原伸彦)とは、川内原子力発電所構内で放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合の診療に関する契約書を締結いたしました。

同病院は、鹿児島県が定める「鹿児島県緊急被ばく医療措置マニュアル」において、二次被ばく医療機関として指定されており、発電所構内で万一放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、受け入れをすることとしております。

このため従来より両者の間で、発電所構内における労働災害等による傷病者の発生を想定した合同訓練などを実施してまいりました。

この度締結した契約書は、これまでの取り組みを踏まえ、より円滑かつ迅速な救急医療の推進を目的として、「通報連絡」、「資機材の配備」、「教育・訓練の実施」等について定めたものです。

今後とも、薩摩川内地区における緊急被ばく医療体制の整備、充実に努めてまいります。

以 上